

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月12日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第20号

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町町税条例施行規則（昭和60年寒川町規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の寒川町町税条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。